

平成27年10月 土木工事積算基準（電気通信・機械設備編）正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考				
機械設備編	機械・工事 -147 (541)	<p>2-3 製作工数 (1) 製作に要する必要工数を積上げるものとする。 (2) 付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。</p> <p>3. 直接工事費 3-1 材料費 <u>据付けに使用する材料及び部品は積上げ計上するものとする。</u></p> <p>3-2 据付工数 <u>据付・試運転調整に要する必要工数を積上げるものとする。</u></p> <p>3-3 機械経費 <u>据付けに係る機械経費は、必要に応じて簡易ケーブルクレーン等について積上げ計上するものとする。</u></p> <p>4. 解体撤去費 4-1 材料費 <u>解体撤去に係る材料費は、積上げにより計上するものとする。</u></p> <p>4-2 解体撤去工数 <u>解体撤去に要する必要工数を積上げ計上するものとする。</u></p> <p>4-3 機械経費 トラッククレーンの運転日数は、別途積上げにより計上するものとする。</p> <p>4-4 解体撤去工賃金、間接費 解体撤去工賃金、間接費は、機械設備据付工賃金、間接費を採用するものとする。</p>	<p>2-3 製作工数 (1) 製作に要する必要工数を積上げるものとする。 (2) 付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。</p> <p>3. 直接工事費 3-1 材料費 <u>(1) 直接材料費</u> <u>据付にかかる直接材料費は、積上げにより計上するものとする。</u> <u>(2) 補助材料費</u> <u>据付補助材料費の積算は、次式による。</u> <u>据付補助材料費 = 据付労務費 × 据付補助材料費率(%)</u> <u>据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。</u> <u>なお、据付補助材料費率は、表-5-3によるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表-5-3 据付補助材料費率(%)</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>据付補助材料費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木施工機械設備</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	据付補助材料費率	土木施工機械設備	2.0	
区 分	据付補助材料費率							
土木施工機械設備	2.0							

平成27年10月 土木工事積算基準（電気通信・機械設備編）正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考																																												
機械設備編	機械・工事 -147 (541)	<p>2-3 製作工数 (1) 製作に要する必要工数を積上げるものとする。 (2) 付属設備の製作工数は、「第1.8章 鋼製付属設備」によるものとする。</p> <p>3. 直接工事費</p> <p>3-1 材料費 据付けに使用する材料及び部品は積上げ計上するものとする。</p> <p>3-2 据付工数 据付・試運転調整に要する必要工数を積上げるものとする。</p> <p>3-3 機械経費 据付けに係る機械経費は、必要に応じて簡易ケーブルクレーン等について積上げ計上するものとする。</p> <p>4. 解体撤去費</p> <p>4-1 材料費 解体撤去に係る材料費は、積上げにより計上するものとする。</p> <p>4-2 解体撤去工数 解体撤去に要する必要工数を積上げ計上するものとする。</p> <p>4-3 機械経費 トラッククレーンの運転日数は、別途積上げにより計上するものとする。</p> <p>4-4 解体撤去工賃金、間接費 解体撤去工賃金、間接費は、機械設備据付工賃金、間接費を採用するものとする。</p>	<p>3-2 据付工数</p> <p>(1) 据付工数 ダム施工機械設備の据付工数は次式による。 $Y = W \times X$ Y: 設備区分ごとの据付工数 (人) W: 設備区分ごとの据付質量 (t) X: 設備区分ごとの標準据付工数 (人/t)</p> <p>(2) 標準据付工数 ダム施工機械設備の据付工数は、表-5.4を標準とする。</p> <p>表-5.4 ダム施工機械設備標準据付工数</p> <table border="1" data-bbox="1265 518 2004 1141"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">標準据付工数</th> <th colspan="2">職種別構成割合 (%)</th> </tr> <tr> <th>据付質量 (t)</th> <th>標準据付工数 (人/t)</th> <th>機械設備員</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">コンクリート打設設備</td> <td>5.0未満</td> <td>$y = 8.1$</td> <td rowspan="10">85</td> <td rowspan="10">15</td> </tr> <tr> <td>5.0以上</td> <td>$\frac{8.8}{x} + 4.1$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">骨材生産設備</td> <td>20.0未満</td> <td>$y = 6.3$</td> </tr> <tr> <td>20.0以上</td> <td>$\frac{6.5}{x} + 1.7$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート生産設備</td> <td>3.0未満</td> <td>$y = 6.7$</td> </tr> <tr> <td>3.0以上</td> <td>$\frac{1.9}{x} + 3.2$</td> </tr> <tr> <td>セメント貯蔵・搬送設備</td> <td></td> <td>$y = 5.0$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">骨材貯蔵・搬送設備</td> <td>5.0未満</td> <td>$y = 7.9$</td> </tr> <tr> <td>5.0以上</td> <td>$\frac{4.0}{x} + 2.2$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">湧水処理設備</td> <td>1.0未満</td> <td>$y = 7.4$</td> </tr> <tr> <td>1.0以上</td> <td>$\frac{1.1}{x} + 3.9$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート冷却設備</td> <td>1未満</td> <td>$y = 39.7$</td> </tr> <tr> <td>1以上</td> <td>$\frac{8.7}{x} + 2.7$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. Yは標準据付工数(人/t)、Xは区分ごとの据付質量(t)である。据付質量は据付対象となる設備の部品、機器単体品を含む総質量である。 2. 標準据付工数は、準備、据付、試運転調整(無負荷運転)、後片付けまでであり、据付工事、差込み工事、塗装工事及び機側までの配線、配管工事は含まないものである。 3. コンクリート打設設備の標準据付工数は、ケーブルクレーン(軌道式を含む)及びシブタヒール(走行式)の据付の場合のものである。 4. 骨材生産設備において、設備の内容、規模等から細分化する場合の取扱いは、製作工数に準じ算定する。 5. 標準据付工数は、トラッククレーン等により据付可能な場合のものである。 6. 付属設備を別途単独で据付を行う場合の積算については、「第1.8章 鋼製付属設備」によるものとする。</p>	区 分	標準据付工数		職種別構成割合 (%)		据付質量 (t)	標準据付工数 (人/t)	機械設備員	普通作業員	コンクリート打設設備	5.0未満	$y = 8.1$	85	15	5.0以上	$\frac{8.8}{x} + 4.1$	骨材生産設備	20.0未満	$y = 6.3$	20.0以上	$\frac{6.5}{x} + 1.7$	コンクリート生産設備	3.0未満	$y = 6.7$	3.0以上	$\frac{1.9}{x} + 3.2$	セメント貯蔵・搬送設備		$y = 5.0$	骨材貯蔵・搬送設備	5.0未満	$y = 7.9$	5.0以上	$\frac{4.0}{x} + 2.2$	湧水処理設備	1.0未満	$y = 7.4$	1.0以上	$\frac{1.1}{x} + 3.9$	コンクリート冷却設備	1未満	$y = 39.7$	1以上	$\frac{8.7}{x} + 2.7$	
区 分	標準据付工数		職種別構成割合 (%)																																													
	据付質量 (t)	標準据付工数 (人/t)	機械設備員	普通作業員																																												
コンクリート打設設備	5.0未満	$y = 8.1$	85	15																																												
	5.0以上	$\frac{8.8}{x} + 4.1$																																														
骨材生産設備	20.0未満	$y = 6.3$																																														
	20.0以上	$\frac{6.5}{x} + 1.7$																																														
コンクリート生産設備	3.0未満	$y = 6.7$																																														
	3.0以上	$\frac{1.9}{x} + 3.2$																																														
セメント貯蔵・搬送設備		$y = 5.0$																																														
骨材貯蔵・搬送設備	5.0未満	$y = 7.9$																																														
	5.0以上	$\frac{4.0}{x} + 2.2$																																														
湧水処理設備	1.0未満	$y = 7.4$																																														
	1.0以上	$\frac{1.1}{x} + 3.9$																																														
コンクリート冷却設備	1未満	$y = 39.7$																																														
	1以上	$\frac{8.7}{x} + 2.7$																																														

平成27年10月 土木工事積算基準（電気通信・機械設備編）正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考				
機械設備編	機械・工事 -147 (541)	<p>2-3 製作工数 (1) 製作に要する必要工数を積上げるものとする。 (2) 付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。</p> <p>3. 直接工事費</p> <p>3-1 材料費 <u>据付けに使用する材料及び部品は積上げ計上するものとする。</u></p> <p>3-2 据付工数 <u>据付・試運転調整に要する必要工数を積上げるものとする。</u></p> <p>3-3 機械経費 <u>据付けに係る機械経費は、必要に応じて簡易ケーブルクレーン等について積上げ計上するものとする。</u></p> <p>4. 解体撤去費</p> <p>4-1 材料費 <u>解体撤去に係る材料費は、積上げにより計上するものとする。</u></p> <p>4-2 解体撤去工数 <u>解体撤去に要する必要工数を積上げ計上するものとする。</u></p> <p>4-3 機械経費 トラッククレーンの運転日数は、別途積上げにより計上するものとする。</p> <p>4-4 解体撤去工賃金、間接費 解体撤去工賃金、間接費は、機械設備据付工賃金、間接費を採用するものとする。</p>	<p>3-3 機械経費</p> <p><u>(1) 機械器具にかかる経費は必要に応じて、簡易ケーブルクレーン、ウインチ、ワイヤロープ、溶接機、空気圧縮機（排出ガス対策型）等について計上するものとする。</u></p> <p><u>(2) クレーン等は最大部材質量、吊上げ高さ、作業半径等を考慮して据付条件に適合した規格を決定し、台数、運転日数を別途積上げにより計上するものとする。</u></p> <p><u>(3) その他機械器具</u> <u>溶接機の機械経費の積算は次式による。</u></p> $\text{溶接機械経費} = \text{据付労務費} \times \text{溶接機械経费率} (\%)$ <p><u>据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は、対象としない。</u> <u>なお、溶接機械経费率は表-5.5によるものとする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>表-5.5 溶接機械経费率 (%)</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>溶接機械経费率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木施工機械設備</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-4 試運転費 <u>各設備単独の試運転調整工数は据付工数に含まれているので計上しないものとする。</u> <u>ただし、試運転用の電力等は別途積算するものとする。</u></p>	区 分	溶接機械経费率	土木施工機械設備	0.5	
区 分	溶接機械経费率							
土木施工機械設備	0.5							

平成27年10月 土木工事積算基準（電気通信・機械設備編）正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考										
機械設備編	機械・工事 -147 (541)	<p>2-3 製作工数 (1) 製作に要する必要工数を積上げるものとする。 (2) 付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。</p> <p>3. 直接工事費 3-1 材料費 据付けに使用する材料及び部品は積上げ計上するものとする。</p> <p>3-2 据付工数 据付・試運転調整に要する必要工数を積上げるものとする。</p> <p>3-3 機械経費 据付けに係る機械経費は、必要に応じて簡易ケーブルクレーン等について積上げ計上するものとする。</p> <p>4. 解体撤去費 4-1 材料費 解体撤去に係る材料費は、積上げにより計上するものとする。</p> <p>4-2 解体撤去工数 解体撤去に要する必要工数を積上げ計上するものとする。</p> <p>4-3 機械経費 トラッククレーンの運転日数は、別途積上げにより計上するものとする。</p> <p>4-4 解体撤去工賃金、間接費 解体撤去工賃金、間接費は、機械設備据付工賃金、間接費を採用するものとする。</p>	<p>4. 解体撤去費 4-1 材料費 解体撤去にかかる材料費は積上げにより計上するものとする。</p> <p>4-2 解体撤去工数 (1) 解体撤去工数 ダム施工機械設備の解体撤去工数は次式による。 $Y = W \times \frac{X}{V}$ Y: 設備区分ごとの解体撤去工数 (人) W: 設備区分ごとの総解体撤去質量 (t) V: 設備区分ごとの標準解体撤去工数 (人/t) (2) 標準解体撤去工数 ダム施工機械設備の解体撤去工数は、表-5・6を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-5.6. ダム施工機械設備標準解体撤去工数</p> <table border="1" data-bbox="1355 582 2004 710"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">標準解体撤去工数</th> <th colspan="2">職種別構成割合 (%)</th> </tr> <tr> <th>解体撤去工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> <td>標準据付工数×40%</td> <td>7.5</td> <td>2.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 表中の標準据付工数は表-5・4によるものとする。ただし、Vは標準解体撤去工数(人/t)又は解体撤去質量(t)とする。 解体撤去質量は、転用する機器及び機器取出しのために解体する部材の総質量である。 2. 標準解体撤去工数は当該設備の主な機器を他に転用する場合のものであり、準備から別途輸送ができるまでの解体、小運搬、集積、後片付けまでとする。 3. 標準解体撤去工数は、トラッククレーン等により解体撤去可能な場合のものである。</p> <p>4-3 機械経費 トラッククレーン等の運転日数は別途積上げにより計上するものとする。</p> <p>4-4 解体撤去工賃金、間接費 解体撤去工賃金、間接費は、機械設備据付工賃金、間接費を採用するものとする。</p>	区 分	標準解体撤去工数	職種別構成割合 (%)		解体撤去工	普通作業員	ダム施工機械設備	標準据付工数×40%	7.5	2.5	
区 分	標準解体撤去工数	職種別構成割合 (%)												
		解体撤去工	普通作業員											
ダム施工機械設備	標準据付工数×40%	7.5	2.5											

2. 直接製作費

2-1 材料費

製作に使用する材料及び部品は積上げ計上するものとする。

2-2 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

・機関車及び運搬台車、トランスファーク、冷凍機、空気圧縮機、各種ポンプ、クラッシャ、ミル、スクラバ、クラッシュファイア、各種フィーダ、篩分機、金属探知機、スクリーコンベア、バケットエレベータ、セメント空気輸送機、脱水機、攪拌機、計量機、ミキサ、ワイヤロープ、ロックドコイル、内燃機関、減速機、流体継手、油圧ユニット、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧制御装置、電動機、発電機、発動発電機、受配電盤、各種操作盤、通信警報装置、集塵装置、換気装置、計測装置、チェンブロック、弁及び管継手等。

2-3 製作工数

(1) 製作に要する必要工数を積上げるものとする。

(2) 附属設備の製作工数は、「第18章 鋼製附属設備」によるものとする。

3. 直接工事費

3-1 材料費

(1) 直接材料費

据付にかかる直接材料費は、積上げにより計上するものとする。

(2) 補助材料費

据付補助材料費の積算は、次式による。

$$\text{据付補助材料費} = \text{据付労務費} \times \text{据付補助材料費率} (\%)$$

据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。

なお、据付補助材料費率は、表-5・3によるものとする。

表-5-3 据付補助材料費率 (%)

区 分	据付補助材料費率
ダム施工機械設備	2.0

3-2 据付工数

(1) 据付工数

ダム施工機械設備の据付工数は次式による。

$$Y = W \times y$$

Y：設備区分ごとの据付工数 (人)

W：設備区分ごとの据付質量 (t)

y：設備区分ごとの標準据付工数 (人/t)

(2) 標準据付工数

ダム施工機械設備の据付工数は、表-5・4を標準とする。

表-5.4 ダム施工機械設備標準据付工数

区 分	標準据付工数		職種別構成割合 (%)	
	据付質量 (t)	標準据付工数 (人/t)	機械設備据付工	普通作業員
コンクリート打設設備	50 未満	$y = 8.1$	85	15
	50 以上	$y = \frac{28}{\sqrt{x}} + 4.1$		
骨材生産設備	200 未満	$y = 6.3$		
	200 以上	$y = \frac{65}{\sqrt{x}} + 1.7$		
コンクリート生産設備	30 未満	$y = 6.7$		
	30 以上	$y = \frac{19}{\sqrt{x}} + 3.2$		
セメント貯蔵・輸送設備	$y = 5.0$			
骨材貯蔵・輸送設備	50 未満	$y = 7.9$		
	50 以上	$y = \frac{40}{\sqrt{x}} + 2.2$		
濁水処理設備	10 未満	$y = 7.4$		
	10 以上	$y = \frac{11}{\sqrt{x}} + 3.9$		
コンクリート冷却設備	1 未満	$y = 39.7$		
	1 以上	$y = \frac{37}{\sqrt{x}} + 2.7$		

(注) 1. yは標準据付工数(人/t)、xは区分ごとの据付質量(t)である。据付質量は据付対象となる設備の部品、機器単体品を含む総質量である。

2. 標準据付工数は、準備、据付、試運転調整(無負荷運転)、後片付けまでであり、掘削工事、基礎工事、塗装工事及び機側までの配線、配管工事は含まないものである。

3. コンクリート打設設備の標準据付工数は、ケーブルクレーン(軌索式を含む)及びジブクレーン(走行式)の据付の場合のものである。

4. 骨材生産設備において、設備の内容、規模等から細分化する場合の取扱いは、製作工数に準じ算定する。

5. 標準据付工数は、トラッククレーン等により据付可能な場合のものである。

6. 付属設備を別途単独で据付を行う場合の積算については、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

3-3 機械経費

- (1) 機械器具にかかる経費は必要に応じて、簡易ケーブルクレーン、ウインチ、ワイヤロープ、溶接機、空気圧縮機（排出ガス対策型）等について計上するものとする。
- (2) クレーン等は最大部材質量、吊上げ高さ、作業半径等を考慮して据付条件に適合した規格を決定し、台数、運転日数を別途積上げにより計上するものとする。

(3) その他機械器具

溶接機の機械経費の積算は次式による。

$$\text{溶接機械経費} = \text{据付労務費} \times \text{溶接機械経費率} (\%)$$

据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は、対象としない。

なお、溶接機械経費率は表-5・5によるものとする。

表-5・5 溶接機機械経費率 (%)

区 分	溶 接 機 機 械 経 費 率
ダ ム 施 工 機 械 設 備	0.5

3-4 試運転費

各設備単独の試運転調整工数は据付工数に含まれているので計上しないものとする。

ただし、試運転用の電力等は別途積算するものとする。

4. 解体撤去費

4-1 材料費

解体撤去にかかる材料費は積上げにより計上するものとする。

4-2 解体撤去工数

(1) 解体撤去工

ダム施工機械設備の解体撤去工数は次式による。

$$Y = W \times y$$

Y：設備区分ごとの解体撤去工数 (人)

W：設備区分ごとの解体撤去質量 (t)

y：設備区分ごとの標準解体撤去工数 (人/t)

(2) 標準解体撤去工数

ダム施工機械設備の解体撤去工数は、表-5・6を標準とする。

表-5.6 ダム施工機械設備標準解体撤去工数

区 分	標準解体撤去工数	職種別構成割合 (%)	
		解体撤去工	普通作業員
ダム施工機械設備	標準据付工数×40%	75	25

(注) 1. 表中の標準据付工数は表-5・4によるものとする。ただし、yは標準解体撤去工数 (人/t)、xは解体撤去質量(t)とする。

解体撤去質量は、転用する機器及び機器取出しのために解体する部材の総質量である。

2. 標準解体撤去工数は当該設備の主な機器を他に転用する場合のものであり、準備から別途輸送ができるまでの解体、小運搬、集積、後片付けまでとする。

3. 標準解体撤去工数は、トラッククレーン等により解体撤去可能な場合のものである。

4-3 機械経費

トラッククレーン等の運転日数は別途積上げにより計上するものとする。

4-4 解体撤去工賃金、間接費

解体撤去工賃金、間接費は、機械設備据付工賃金、間接費を採用するものとする。